

最高裁判決を受けて、改めて旧優生保護法による被害者すべての救済を求める会長声明

1. 2024（令和6）年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法に基づく強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟5件（第一審神戸地裁・大阪地裁・東京地裁・札幌地裁・仙台地裁）の上告審において、国による除斥期間の主張を認めず、原告らの損害賠償請求を認容する趣旨の判決を言い渡した。当会は、すべての被害者の救済の可能性を示したこの判決を評価し、再度、旧優生保護法による被害者すべての救済を求めて本声明を発出する。
2. 旧優生保護法は、1948（昭和23）年に制定され1996（平成8）年に母体保護法に改正されるまで、優生思想に基づき、障害のある人などを対象として強制不妊手術及び人工妊娠中絶を認めていた。上記判決の原告らはいずれも同法に基づく強制不妊手術を受けた人々であり、中には障害がないにもかかわらず手術された人も含まれている。
3. 全国の訴訟の争点はいずれも「時の壁」すなわち除斥期間の適用であった。まず今回の最高裁判決は、優生思想に基づき「不良」な子孫の出生を防止すると定めた旧優生保護法の立法目的が、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても正当とはいえないものであることが明らかであり、憲法13条に規定する個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するとして批判した。そして、特定の者のみに対し身体への侵襲により生殖能力を喪失させることを可能とした点を重く見て当該規定を憲法13条及び同14条1項に違反するとし、国会議員の立法行為が国家賠償法上違法であったと判示した。その上で、平成29年法律44号改正前の民法724条後段の適用に関し、立法という国権行為により国民が重大な被害を受けた本件には同条の趣旨は妥当しないこと、長期間国が国民を差別し重大な犠牲を求める施策を実施した責任は極めて重大であり、被害者は請求権を行使することが極めて困難であった事情、規定の廃止後も国は補償をしてこなかった事実を考慮すれば、国が除斥期間を主張し損害賠償責任を免れることは著しく正義・公平に反し到底容認することができないと判示した。これは、除斥期間の主張を信義則違反又は権利濫用と判断することはできないとした1989（平成元）年12月21日最高裁判例の変更である。
4. 一連の訴訟係属中、被害者や支援者の尽力により、救済法として、2019（令和元）年4月24日「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（一時金支給法）」が一応成立した。しかしその内容は、手術を受けた者の配偶者は対象とされず、慰謝に足る金額ではないなど不十分な内容のままである。
5. 岸田文雄内閣総理大臣は、最高裁判決を受けて早期に新たな補償を検討すると述べ、2024（令和6）年7月17日に被害者らと面会する予定とのことである。この一連の訴訟係属中の6年の間に亡くなった原告は39人のうち6人に及び、高齢化は一層進んでいる。超党派の「旧優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」は被害者への補償を行うための制度設計の検討に入ることが報道されているところ、一時金支給法の見直しを含め、一刻も早い対応が望まれる。
6. 裁判上で請求が認容され、また補償を受けられることとなったとしても、被害者らには手術を受ける前の身体、選べたはずの人生の選択肢は二度とは戻ってこない。旧優生保護法が今は既にある法律であっても、過去の過ちを明らかとし、現在できうる救済を実施し、二度と優生思想に基づく施策を国と私たちが繰り返さないための礎たることが本判決の意義であ

る。

7. 今回の最高裁判所大法廷判決を受け、当会は改めて、国に対し、旧優生保護法に基づく被害者への謝罪及びすべての被害者に対する早期の救済策の実施を求める。

2024（令和6）年7月17日

旭川弁護士会会長 大箸 信之